

民間資金等活用事業推進委員会
第1回計画部会
議事録

内閣府民間資金等活用事業推進室

民間資金等活用事業推進委員会 第1回計画部会
議事次第

日 時：平成28年3月31日（木）15:00～16:57

場 所：内閣府本府庁舎3階特別会議室

1. 開 会

2. 議 事

（1）計画部会について

（2）関係省庁ヒアリング

3. 閉 会

○村田参事官 定刻となりましたので、ただいまから「民間資金等活用事業推進委員会第1回計画部会」を開催いたします。

事務局であります、内閣府民間資金等活用事業推進室の参事官をしております村田でございます。本日はお忙しい中、御出席を賜りましてまことにありがとうございます。

本部会は、資料1-1のとおりアクションプラン等の進捗状況の把握と、それに基づく必要な見直しの調査審議を行うため、第38回民間資金等活用事業推進委員会において設置されました。本部会に所属する委員、専門委員につきましては、民間資金等活用事業推進委員会令第4条第1項の規定に基づき、資料1-2「計画部会構成員名簿」のとおり、石原委員長から御指名をいただいたところでございます。

また、部会長につきましては、同条第2項の規定に基づき、石原委員長から宮本委員が御指名を受けておられます。

それでは、委員、専門委員の皆様のお紹介をさせていただきます。

宮本和明部会長でございます。

根本祐二委員でございます。

赤羽貴専門委員でございます。

浅野貞泰専門委員でございます。

石田直美専門委員でございます。

石田晴美専門委員でございます。

岩本圭司専門委員でございます。

財間俊治専門委員でございます。

清水博専門委員でございます。

このほか、本日は所用により御欠席ですが、江口直明専門委員、小林一美専門委員、廻洋子専門委員に御就任いただいております。

また、任命手続の関係で、まだ専門委員には御就任いただいておりますが、石丸宗樹様にオブザーバーとして御出席いただいております。

本日は、計画部会の構成員12名のうち9名の委員、専門委員の皆様にお出席いただいております。定足数の過半数に達しておりますので、部会が適法に成立しておりますことを御報告申し上げます。

次に、本日の資料について1点御連絡させていただきます。参考資料3、4及び席上配付資料については、審議の途中にあるものですので非公表とさせていただきます。

あわせて会議後に作成いたします議事概要及び議事録につきましても、これらの資料に関する部分については当面、非公表とさせていただきますので、御承知おきください。

議事に入る前に、審議官の鳥巢から一言御挨拶をさせていただきます。

○鳥巢審議官 鳥巢でございます。

委員の先生方におかれましては、日ごろからPPP/PFIの推進に関しまして大変貴重な御指導、御助言をいただいておりますことに、この場をおかりしまして御礼申し上げたいと思

いますし、また、年度末のお忙しい中お集まりいただきまして、大変ありがとうございます。

先ほども紹介がありましたように、申すまでもございませんけれども、PPP/PFIについては平成25年に策定をしましたアクションプランで、今後10年間にわたって達成すべき規模目標を事業類型別に決めた。それに合わせてさまざまな施策を講じていくという形にしておりますし、その中のコンセッション事業については、26年から3年間で特定重点分野についてしっかりと目標を達成していくということで、こういう長期、短期という二本立ての計画体系で進めております。

平成25年以来、さまざまな施策を講じてきたわけでございますし、その後、特にPPPの世界では多様な進展をそれぞれ各省庁のいろいろな知恵を出していただいて、目覚ましい進展があった。その一方で、なかなか進まない分野もあったということでございまして、平成25年から26、27とほぼ丸3年がたったこの時点で、一旦我々の到達地点はどこに来ているのか。次この3年間の実績を踏まえてどこを目指していくのかということを議論していただきたいというのがその趣旨でございます。

特にアクションプランの中でも書いておったのですけれども、やはり公共施設の中に民間の経営原理を導入していくという当初の志から考えると、やはりコンセッションでありますとか、収益型事業といったものにどれだけ今後導入を図っていくことができるのかということが大きな課題になっておりますが、その一方で非常に基本的な概念についても整理することができました。例えば収益事業がセットで行われている事業について、この場合の事業規模とは何だとか、非常に多様な事業方式がございますPPPについて、このアクションプランと重点分野の取り組み方針という計画体系でどこまで、どの事業類型まで追っていくべきなのかという外縁の問題。それから、今後3年の時点で一旦どこまで事業規模的に到達したのかということを見きわめるに当たって、どういう手法でこれをきちんと量的に捕捉していくのかとか、こういった問題について基本的な問題の整理が必要だということがわかってきたわけです。そのことで後ほど中身については紹介があると思います。

宮本先生、根本先生、石田先生にお入りいただいて事業規模プロジェクトチームというものを立ち上げさせていただいて、非常にインテンシブな検討を3月まで行っていただいて、考え方の整理が極めて明快な形でしていただいたのではないかと思います。今後これに基づいて事業規模をどのように捉えていけばいいのかということについては、一応、結論を見たということでございますが、実はこの次に施策と結びつけて、要はこれまで10兆から12兆と言われているものを、どのような施策を、どういうアウトカムを目指して実現することで、幾らを、事業規模を目指していくのかという議論をここでしていただくことになろうかと思います。

今後の進め方としては、各省からいろいろ現状の到達点あるいは今後それぞれの省庁で力を入れていくべきと考えておられる各施策について、ここで意見交換をさせていただきますし、また後ほど各関連する有識者の方からそれぞれ御意見を頂戴したいと思っております。

ますし、それを踏まえて、実は非常に短いタイムフレームの中でお願いしなければいけないのはまことに心苦しいのでございますけれども、次の骨太方針あるいは成長戦略の作成の中に平仄を合わせて検討を進めるという全体的なタイムフレームがあるものですから、5月中にきちんと結論を得るべく、かなり強行軍的で本当に申しわけないのですけれども、検討をお願いしたいということになります。

今後、この計画部会と継続的に御審議をいただく場ということで、ある種、常設的に我々は理解をしております、今後このアクションプランについても毎年きちんとフォローアップしていくということで、また、事業規模についても毎年事業規模を見直すこともなかなか難しいでしょうから、定期的なインターバルを置いて事業規模の見直しも必要に応じてやっていくことになると思いますし、施策については適時適切にきちんと毎年フォローアップ、進捗をきちんと管理していくことになろうかと思えます。

こういったことで今後長く続くPDCAの最初の一步目ということになろうかと思えますので、ぜひ先生方の御協力をいただきながら、しっかりとこの計画フレームを回していけるようにしていきたいと思えます。よろしくお願ひいたします。

○村田参事官 ありがとうございます。

それでは、以後の議事につきましては宮本部会長に進めていただきたいと思いますので、よろしくお願ひいたします。

○宮本部会長 部会長を拝命いたしました宮本でございます。

一言御挨拶させていただければと思えます。

今、鳥巢審議官からおっしゃっていただきました、それが我々のミッションでございます、かなり難しいことを短期間にまとめて報告するよにということでございますので、委員の方、専門委員の方々には、それぞれの御専門に即していろいろな形で忌憚のない御意見をいただければと思っております。

従来は総合部会という形で別にありましたけれども、それではなくて今回からこういう計画部会という形で、新しくそのような運用をしていくということでございます。何とぞよろしくお願ひしたいと思います。

先ほど鳥巢さんからも御説明がありましたように、これの下準備といいますか、そのために事業規模をどのようにはかったらいいのかということ、ここにいらっしゃる根本先生、石田直美さんと一緒にプロジェクトチームで検討してまいりました。それにつきましては後ほど御説明があるかと思えます。そういうものを踏まえてアクションプランの見直しに向けた検討を今日から行いたいと思えます。よろしくお願ひいたします。

それでは、本日の議事に入る前に、まず部会長代理を指名させていただきたいと思えます。民間資金等活用事業推進委員会令第4条第4項によりますと、部会長に事故があるときは、部会に属する委員のうちから部会長があらかじめ指名する者がその職務を代理するとされておりますので、部会長代理は私のほうから指名させていただきます。

本部会の部会長代理は根本委員にお願いしたいと思います。なるべく事故のないように

したいと思いますけれども、根本委員、よろしく願いいたします。

それでは、本日の議事に入らせていただきます。議事1「計画部会について」ということで、事務局から御説明をお願いしたいと思います。よろしく願いします。

○村田参事官 資料1-3、A4横紙ですけれども、こちらに基づきまして御説明させていただきます。

1 ページ、まずPPP/PFIを推進していくために、政府の方針が現在2つございます。左側の青いものがアクションプランということで、平成25年から34年の10年間で公共施設等運営権制度を活用した事業等4類型、合計で12兆円規模のPPP/PFI事業を推進することとしております。そのうち公共施設等運営権制度、コンセッション事業のみを取り上げて重点分野を定め、26年度から28年度までの3カ年の計画としているのが右側の緑色の集中強化期間の取り組み方針でございます。

2 ページ、2点目は重点分野で定めました空港、水道、下水道、道路の進捗状況でございます。詳細は事業所管省庁から御説明があると思いますが、空港につきましては6件の目標に関して4件、水道につきましては6件の目標に対して2件、下水道につきましては6件の目標に対して3件、道路につきましては1件の目標に対して1件という進捗状況になっておるところでございます。

3 ページ、今回のアクションプラン等の見直しに当たって、より民間の経営原理を導入する分野であるコンセッション等の分野を推進するために、事業規模の考え方、対象事業の範囲、事業規模の計測方法の3点についてプロジェクトチームで整理していただきました。

例えば事業規模の考え方につきましては、これまでサービス購入型では公共との契約額を事業規模として計上しておりましたが、コンセッション事業では運営権対価が公共との間の契約に基づき支払われます。これは契約期間内の想定される利益の合計を現在価値化したものでございます。また、羽田の国際線ターミナル等、独立採算型では公共との間でお金のやりとりはございません。このようなふぐあいを解消するために、民間の経済活動を図るという考え方にに基づきまして、PPP/PFIの実施により生じた民間事業者の総収入、売上高を計上することにいたしました。

4 ページは、2 ページの整理の結果を踏まえまして、平成25年、26年度の一番左側の緑のところを見ていただきたいのですけれども、PPP/PFIの事業規模の推計につきましては、プロジェクトチームのほうで取りまとめていただきました。その上で、まさに青の部分なのですけれども、この計画部会で関係省庁や関係団体のお話をお伺いいたしまして、推進施策の見直しを行うとともに、新たな事業規模目標を設定したいと考えているところがございます。

下の青いところを見ていただきたいのですけれども、その上で今後はアクションプランのフォローアップとしてPPP/PFI事業の事業規模を毎年度把握し、公表するとともに、施策のブラッシュアップをしていきたいと考えております。つまりアクションプランにPDCAサ

イクルを導入したいと考えているところでございます。

5 ページ、今後の予定でございます。本日 3 月 31 日が第 1 回計画部会ということで、関係省庁の方々に御説明をしていただきたいと思いますと思っております。4 月 6 日につきましては、計画部会の構成員の方々から御意見を賜りたいと思っております、第 3 回、4 月 11 日でございますけれども、アクションプラン等の改訂素案について御審議賜りたいと思っております、5 月上旬には計画部会の最終報告としてアクションプラン等の改定案の審議について、PFI 推進委員会のほうで御審議賜りたいと思っております。

御説明は以上です。

○鳥巢審議官 補足の説明をしたほうがいいのかと思ひまして、1 ページなのですけれども、今回、見直しをどのようにやっていくかということを書かせております。これはまだ、今、説明がありましたように素案についての提示はもう少し後になりますので、実際の形としてはそのときに見えるような形にしていきたいと思うのですけれども、何が問題になっているのかということを書かせていただいております。

まず私が冒頭にも言いましたけれども、計画体系が 2 本に分かれているものを、このまま 2 本にしていくのか。要は 1 本に統合していく必要があるのではないかとということが 1 つです。といいますのは、右側のところに集中強化期間というのは 26 年から 28 年の 3 年間で重点分野、空港、上下水道、道路についてそれぞれ 6 件、6 件、6 件、1 件の 19 件をやることになっておりますが、今後この重点分野を追加していく必要があるだろうということで、具体の分野としまして文教施設、公営住宅等について重点分野として新たに位置づける必要があるだろうということで、これは実は成長戦略を議論しております産業競争力会議でその議論をしております、新しい終点分野として 2 分野を追加していこうということを検討しております、その結論を踏まえてこの計画を見直していくことが必要になってきます。

そうしますと、26 年から 28 年という全体の計画のフレームワークを残すやり方ではなかなかうまくいかないということで、3 カ年の集中期間というのは事業分野ごとに指定をすることに多分なってくるのだろうということでございます。したがって、既に重点分野となっておる空港、上下水道、道路については、もともとのとおり 26 年から 28 年というのがその対象期間になりますし、今度新たに追加することになります文教施設については、28 年度から位置づけることになりますので、28、29、30 と 3 カ年間で何事業ということになるかと思ひます。

要するに集中取り組み期間というものが、もともとは取り組み方針全体の期間であったのですけれども、事業ごとに総体的な期間として位置づけていくことになると、これ自体、別個の計画として位置づけるのではなくて、全体を、それをアクションプランと称するかどうかは別として、一本の計画の中のこういうコンセッションの重点強化的な項目の一部にしていけないのではないかというのが趣旨であります。

それから、下のコンセッションに限らずと書いてありますけれども、実はこの集中強化

期間の取り組み方針は、もともとコンセッションをしっかりと重点的にやっていくという議論だったのですけれども、値段は要するに公共施設の整備運営に民間の経営原理を導入するということがコンセッションなのですが、ただ、いきなりコンセッションではなくて、コンセッションにつながるものが十分期待される収益事業みたいなものを狙っていきながら、その次にゆくゆくはコンセッションまで狙っていくというような形で、コンセッション以外のところについてとりあえず前段的に新たな事業分野として、コンセッション以外の事業分野、正確に言いますとアクションプランの下に左側に（１）～（４）ございますけれども、（１）がコンセッションで、（２）が収益事業、（３）がいわゆるPREでございますけれども、公的不動産の有効活用ということで、今は（１）だけのところを（２）と（３）を対象にするということも視野に入れていく必要があるだろうというのが趣旨でございます。

そういったことを含めていろいろ御議論いただいた上で、３回目の見直しの素案を御議論する際に、全体の体系の中で位置づけたものをお示しできるのではないかと考えております。

少し補足させていただきました。

○武井企画官 引き続きまして、先ほどお話が出ました事業規模PTにつきまして、私から報告させていただきたいと思っております。

「事業規模目標見直しプロジェクトチーム報告」ということで、右肩に席上配付資料（非公表）と書いてある資料がございますけれども、こちらをごらんください。この資料は昨年末に設置されました事業規模PTで検討された内容で、３月15日に開催されました第39回のPFI推進委員会に報告された内容でございます。先ほどもお話がありましたように、当面、本件に係る資料と議事については非公開とすることになっておりますので、そういった前提できょうはお話をさせていただきたいと思っております。こちらの部会の検討の用に供するためということで説明させていただきますが、内容につきましては非公開を前提に取り扱ってください。

１ページ、目次をごらんください。こちらで取り上げている内容につきまして概略はこちらで見えますが、２のところにありますように幾つかの課題が今回、事業規模の把握に当たって出てきました。３番にありますように、これらの課題について考え方を整理しました。その結果として４番にありますように、平成25年度、26年度の事業規模の実績を集計したということでございます。それを踏まえて事業規模目標の見直しについての基本的なところを整理していただきまして、それが今回こちらの計画部会につながって、施策とあわせて検討を進めていくという話につながっていくということで御理解いただければと思います。

ここに書いてある本文、中身を一々文書で説明するのではなく、後ろのほうにパワーポイントになっている部分がありますので、そちらをもって中身を説明していきたいと思っております。ちょうど真ん中辺のところを開きますと、下に参考資料３というものと、数字の１、

2、3 というものがついているページが始まりますけれども、まず参考2のページでございますが、こちらには先ほどのアクションプランについて書いております。これは25～34年度に12兆円に及ぶPPP/PFIを推進するということが決定されたものでございます。

めくっていただきまして参考-3でございますけれども、事業規模というものをどのように捉えるかということでございますが、過去の事業規模、我々がいつも出しているPFIの事業規模のグラフでございます。こちらの中で折れ線グラフで事業規模をいつも出しております。4兆5,000億円という数字になっておりますが、こちらの数字はこれまで契約金額を合計したものととして計上してきたものでございます。

参考-4でございますけれども、この契約金額というのはどういう意味を持つかということなのですが、この表の中にあります一番上のところ、サービス購入型のところをごらんいただければと思うのですが、契約金額＝公共の支出＝民間事業者の収入ということで、サービス購入型の場合、この3つが同じ数字になっているという特徴がございました。PFIの大体4分の3がサービス購入型でございましたので、これまで事業規模の集計につきましては、とりあえず契約金額を用いて計上するというやり方をしてきたわけでございますけれども、今回先ほど御紹介がありましたように、例えば独立採算型だと契約金額がゼロになってしまうという問題がありますので、今回アクションプランで特に独立採算型ですとか混合型ですとか、そういったPFIをふやしていこうということを目的としてやっている中で、それがゼロというのは余りにも不都合だということがございますので、さまざまなPFIを共通して捉まえ、事業規模の総額を計上するために、事業規模を民間事業者の収入によって計測するという整理されました。これは民間事業者の収入によって計上することによって、PFI事業によって喚起された民間の経済活動を示す1つの指標になるということだと理解しております。

参考-5をお開きください。具体的な計上方法でございますけれども、民間事業者の収入につきましては、契約金額に同時に実施される事業について、事業計画で見込む収入を加算して計上するという計上のルールを決めました。ただ、これは民間事業者の事業計画になりますので、必ずしも明らかでないケースが多いと思われれます。実際に調べた中でもそうでした。そういったものにつきましては、施設規模等の公表されている情報から支出を推計して、これを回収するものとして計算するという計算方法をとりました。

参考-6でございますけれども、PFIは今のような形でやってきたわけですが、それ以外のPPPも含めた形のアクションプランになっておりますので、PPPも同様に民間事業者の収入により計上するという。PPPの中には公的不動産を活用するようなケースがありまして、そういったものにつきまして例えば上に本社ビルを建てると、そこで行われた経済活動となるとかなり大きな額になってしまうという問題がありますので、そういったことのないよう、公的不動産を活用するPPPの場合には、建物を建設して賃貸する不動産業を営むものとして計上するというルールを決めさせていただきました。

参考-7が2つ目の課題でございます。対象の事業、どのようなものを対象にするかとい

うこととございます。要するにいわゆるPPPとなりますとパブリックとプライベートのパートナーシップということで、いろいろな事業種が対象になる可能性があると思いましたが、こちらを整理する必要があるということとございました。

1つ目のボツにありますように、PFIがもともと民間事業者が公共施設を整備するというものとして制度化されましたが、公的不動産の有効活用をするなど、こういったふうに拡充されてきたことがございますので、これに合わせるような形で公共施設等の整備と民間事業者が実施する事業と、公的不動産を活用するPPP事業といったものを検討する分野として対象としました。

こういったものの中で、PFI事業と従来型事業の間のところはPPP事業があると考えられるのですが、これをどういうものを対象として捉えるかということのものさしが参考-8でございます。こちらにありますように、アクションプランのPPPにつきましては3つの要件を決めました。基本的な思想として、この活用によって民間事業者の役割を拡大していくようなものを、こういった事業手法をこのアクションプランの中でのPPPとして数えることにいたしました。

要件1は、民間事業者の役割を拡大。

要件2は、官民双方がリスクをとること。

要件3は、事業実施に当たって相当程度の民間事業者が裁量を有すること。

こういったことが要件として、具体的な事業手法を整理したものが次の参考-9でございます。この3要件に該当するような事業手法として、どのような事業手法があるのかということについて整理しました。

aのところは、公共施設の整備段階、運営段階を民間事業者が担うもの。BT0以下いろいろな事業方式が載っております。

bが公共施設の整備段階を民間事業者が担うもの。BT方式以下、書いてあります。再開発につきましてもPFIの対象として、再開発の施行者が公共施設管理者にみなされて位置づけられるような形でPFI法の法律がなっておりますので、それと類似の形で再開発区画整理の業務について民間に委ねるような形のものも、この中の対象にしております。

cといたしましては、公共施設等の運営段階を民間事業者が担うものということで、コンセッションのほか指定管理者、包括的民間委託といったものにつきましては、一部対象を区切ったような形で計上することとしております。

dは、民間事業者が公的不動産を活用した事業を提案した上で実施していくもの。民間の提案によってプロポーザルなどで行われる定期借地方式など計上いたしました。

ここに掲げられていない事業所をこれでフィックスするというのではなくて、ここがないものであっても、先ほどの3要件に該当するものはアクションプランのPPP/PFIとして計上することが適切であるという話になっておりますので、そういったものはこれから引き続き調べて追加していくことになろうかと思っております。

参考-10は3つ目の課題でございます。事業規模をどうやって計測するかということとご

ざいます。これは25、26年度の事業規模を大きく分けて2つのやり方で調査しました。

1つ目は、事業を個別に把握できるような事業。これはPFIですとかDBO事業ですとか、こういったものを個別の事業の事業名を把握して、個別の事業の事業規模を把握して、事業手法毎の総額を出しました。そのほかに数が多いもの、例えば指定管理者などにつきましては事業件数を把握して、1件当たりの事業規模を出して、それで事業手法毎の金額を出すということで、これらを全体足し合わせて事業規模総額を計上いたしました。

参考-11でございますけれども、この作業を通じる中から2つ、大きな課題があることが認識されました。1つは事業類型ごとに当該年度に契約された全ての事業を把握するという事。こういったことに対応するために、来年度以降の事業規模の把握に当たりましては、地方公共団体に協力を求めてアンケート調査を実施することが必要だということ。また、課題2として各事業、個別の事業の事業規模を適切に把握することで、これは下にあります民間事業者の情報提供を求めるなど、サンプルを調査していく。こんなやり方で調査を進めていくことが必要だということになりました。

以上、3つの課題の整理を踏まえまして、事業規模の実績を出した結果が参考-12ページにあります数字でございます。アクションプランのⅠ、Ⅱ、Ⅲ、Ⅳの類型につきまして、合計すると25年度は1兆3,000億、26年度は1兆ということになっております。こういった数字を事業規模PTの中で計算していただきました。

これに当たりまして、類型Ⅰ、Ⅱ、Ⅲ、Ⅳの分類でございますけれども、どのように分けたかというのが参考-13にあります。今回のアクションプランの趣旨といたしまして、税財源以外の収入があるPFI/PPPをふやしていこうという趣旨でございましたので、税財源以外の収入があるものがアクションプランの類型Ⅰ、Ⅱ、Ⅲになりまして、そうでないものが類型Ⅳになります。公共からの収入だけのものが類型Ⅳになります。その中でコンセッション精度を活用した事業につきましては類型Ⅰということ。公共施設の整備等に係る事業収入ですとか附帯する事業収入といったものがあるものについては類型Ⅱ、また、公的不動産の利活用を行うような事業につきましては類型Ⅲということで整理しているところでございます。

以上、こういったことを基本として次の作業に移ることができるかと思っておりますが、それ以降、事業規模の見直しの考え方などにつきましては、この部会で御議論いただけたらと思います。また、歳出削減額等の試算もこの中であわせて報告しているところでございます。そちらは御参考かと思えます。

以上です。

○宮本部会長 ありがとうございます。

それでは、ただいまの御説明につきまして御質問、御意見等いただければと思いますが、まずアクションプランの見直しをどう行っていくのかという計画部会での課題。それから、その準備として準備いたしました事業規模をどう捉えていくのか。これがなければ目標も設定できないし、見直しもできないということですので、このような形でいかがでしょう

かということになっております。いかがでございましょうか。では浅野専門委員、お願いします。

○浅野専門委員 確認させて頂きたいことがあります。例えば再開発事業ですとか、従来から事業コンペとして扱われていた公的不動産の借地権付き開発などについて、今回のカウントの中に入ることでPFI法に係る手続が増えるような影響が出てくるのか、を確認したいと思います。

○武井企画官 今回計上させていただきましたものは、再開発の中でも例えばこの資料の中で参考-9をごらんいただければと思うのですが、bのところは公共施設等の整備段階を民間事業者が担うものということで、特定建築者制度等ということで、具体的に入れたのは特建者制度、特定業務代行制度、特定事業参加者制度、業務代行方式といったものを入れているわけでございますけれども、これは組合が例えばデベロッパーの方に業務を代行してもらうような事業方式でございますので、これはそういう方式が現に行われているものだけ数えたということでございます、これがこれから別にふえるとかふえないとかというのは、それぞれ例えば再開発を施工する組合の御判断になるかと思っておりますので、余り変わらない。ここのところはわからないと思います。

○宮本部会長 区画整理だとか再開発などで、従来からやられているものはここでは除いているということで、できるだけコンサバティブに事業種別を選択してカウントするものを限定してきたということでございます。よろしいでしょうか。

○浅野専門委員 はい。

○宮本部会長 ありがとうございます。

それ以外に御質問、御意見いかがでございましょうか。赤羽専門委員、お願いします。

○赤羽専門委員 事業目標見直しのところは、また後で公的支出の削減のところも拝見したいと思います。

アクションプランの見直しのところ、先ほど御説明いただいた重点項目の追加、文教施設と公営住宅というものが産業競争力会議で決められて、それがそれぞれまた3年間ということで数値目標なり期間で目標があるということで、また後で御説明があるのかもしれませんが、そうすると最終的な仕上がりなのではございますけれども、アクションプランというのは当初から10年間あるわけです。最初の3年間で空港、水道、下水道、道路で数値目標2、3兆円というものがあって、さらに今度は重点で文教、公営住宅が入ってきて、来年度からなのかもしれませんが、3年間なりある。そうすると組み直し方といいますか、I、II、III、IVの事業類型と重点項目というもののマトリックスがどのように最終的に仕上がるかという話なのですが、I、II、III、IVはそのままで、その中で事業分野があって、それぞれに3年というたがを組み入れられたものがある一方、このI、II、III、IVの類型の中で重点項目というか事業種別というかインダストリーというか、事業の特性を全部埋められないのですけれども、例えば重点項目以外でもいろいろ類型はあるわけではございますけれども、それについては、そのI、II、III、IVのどこに入り、かつ、それらについては数値の

中に、金額の中には最終的に入るわけですが、今2年ぐらい過ぎていますが、そこは期間的なものはなく、8年間でいくということですか。

というのは多分、3年間というものがあればこそ、皆さん一生懸命ある程度頑張られたのですけれども、重点項目以外のところは期間的には8年というか当初の10年はあるのだけれども、3年、3年とかかっているものがないという状態になるのかなと思っていました、そこは若干どうなのでしょうかと考えています。

○宮本部長 では鳥巢さん、お願いします。

○鳥巢審議官 全体の計画フレーム、今回先ほど言いましたように新しい計画をつくるというよりは、既存の計画体系をそのまま維持するという事なので、全体の10年間は従来どおり25年から34年としておりまして、今の3年間の話というのは、アクションプランの中のコンセッションについて見ると、非常にコンセッションというのは解体期間も長いので、この集中期間の中に具体化をさせないと、要するにアクションプランの期間中に日の目を見ないだろうというような位置づけで考えておりました。

だから、したがって今後のやり方としては、今後中で検討しなければいけないのですけれども、左側の事業類型別のその後の規模の仕組みというのは、これを基本的に置いた上で、要はコンセッションの中で事業規模は実は右側の数値目標と左側の数値目標は共通で一致しているわけなのですけれども、むしろ右側の付加価値の部分というのは、重点分野についてそれぞれ事業件数目標を決めたということなので、これだけ別枠で、要するに重点分野を決めて3年間の間に具体化をしていくという項目を全体の計画の中の一部として書いていくのだろうなというのが今のイメージなのです。

ただ、実際にやっていく中でおさまりがどのようになってくるかというのは、今後関係省庁といろいろ詰めていく必要があると思うのですけれども、今の御質問について見れば、全体を大きなアクションプランの中の一部の中に重点分野という項目をつけて、それぞれ何年から何年の間に幾つ具体化をしていくということで、構成していくのかなというのが今の我々の考え方です。

○宮本部長 よろしいですか。どうぞ。

○赤羽専門委員 後で御説明が多分あるのだと思うのですけれども、文教公営事業というのはここの中に入っている、このコンセッションの中身で意義があるのですか。それともコンセッションに限らず収益施設併用型、PREなど重点分野は追加となっていますけれども。

○鳥巢審議官 これはまた後ほど文科省から御説明があると思うのですが、今、考えているのは、文教施設はコンセッションとして数件やる。現時点も国立女性会館が既にコンセッションで、先ほど具体の事例をこの中に書いていませんけれども、1例ございますが、重点分野としてもコンセッションとして3件を想定しております。

一方、これもまた国交省から説明があると思いますけれども、住宅についてはいきなりコンセッションというのはなかなか状況的には厳しいので、先ほど言いましたように今の重点分野がコンセッションを対象にしているというところを少し広げて、左側のコンセッ

ション以外の（２）、（３）といったことで一定の件数目標をやっていく。ただ、公営住宅についてはまだ件数目標の精査を国交省にお願いをしている状況なので、今後件数については詰めていく必要があると思いますけれども、したがって集中取り組み方針の中は今、コンセッションだけだったものがコンセッションプラスアルファになっていくということで御理解いただければと思います。

○宮本部長 基本的には類型はⅠ、Ⅱ、Ⅲ、Ⅳで変えないということですね。そのⅠ、Ⅱ、Ⅲ、Ⅳにどういうものが相当するのかというのは、先ほどの席上配付資料の参考-13でも仕分けの流れが入ってはおります。最終的に持っていくのがこの計画部会の議論だと思いますから、目標はそのような形だということだと思います。基本的には特にⅠ、Ⅱ、Ⅲを重点的という趣旨だと思いますので、Ⅰが中心だけでも、Ⅱ、Ⅲも形を変えてもいいですか、設定できるものは設定していければということになるのかと思いますけれども、よろしいでしょうか。

それ以外に御質問、御意見等いただければと思いますが、いかがでございましょうか。ここで共通認識を高めておいたほうがいいのかと思いましたが、よろしいでしょうか。

それでは、議題（２）関係省庁ヒアリングに入らせていただいてよろしいですか。それでは、関係省庁の皆様はメインテーブルに御着席いただけますでしょうか。

関係省庁の皆様におかれましては、本当の年度末のお忙しい中、お越しいただきまして大変ありがとうございます。

初めに、ヒアリングの内容につきまして事務局から御説明をお願いしたいと思います。

○村田参事官 御説明させていただきます。資料２－１をごらんください。きょう総務省様初め６省庁の方に来ていただいております。２ポツのところを見ていただきたいのですが、関係省庁からの報告につきましては、各省それぞれ５分程度でお願いいたします。説明していただく内容につきましては①～④に挙げておりますが、優先的検討に係る取り組み状況、所管分野におけるイコールフットィングの状況、③につきましては厚労省と国土交通省のみですが、重点分野の目標達成に向けた取り組み。④はアクションプランの（１）～（３）を推進するための取り組み状況という点で御説明をしていただきたいと思います。

先生方、質疑応答に関しましては関係省庁からの御報告と、参考資料３－１、３－２、４をつけさせていただいておりますけれども、そちらを踏まえましてよろしくお願いたします。

以上です。

○宮本部長 ありがとうございます。

それでは、御出席いただいている関係省庁の皆様方から、それぞれ５分程度ということで御説明をいただきたいと思っております。よろしいでしょうか。順番は書かれた順番でございます。

まず総務省から御説明をお願いしたいと思います。よろしくお願いたします。

○総務省（須藤室長） 総務省でございます。資料2-2をお願いいたします。総務省のPFI/PPPの導入促進の取り組みでございます。

総務省といたしましても、厳しい財政制約の中で公共施設の老朽化が進む現状を踏まえ、PPP/PFIによる民間資金やノウハウの活用が重要と考えております。

「1 地方公共団体への周知」でございますが、通知の発出につきましては、まず公共施設等運営権制度と指定管理者制度との適用関係や、公共施設等運営権設定後の公営企業の取り扱いにつきまして、平成26年6月30日付で当省から通知を出し、周知を図ったところでございます。

また、基本方針2015等を踏まえ、地方行政サービス改革の推進に関する留意事項を平成27年8月28日でございますが、それを総務大臣から発出するとともに、優良事例の横展開など、PPP/PFI手法の導入等を促進しているところでございます。

また、昨年12月15日の民間資金等活用事業推進会議決定でされました、多様なPPP/PFI手法導入を優先的に検討するための指針を踏まえ、内閣府と連名で地方公共団体に対しまして通知を発出し、優先的検討規程の通知を発出し、優先的検討規程の策定を要請しているところでございまして、特に人口20万人以上の地方公共団体につきましては、平成28年度末までに策定していただくように要請しているところでございます。

「2 公共施設等総合管理計画の策定」でございますが、公共施設等の更新などに際しまして、PPP/PFIは有効な手段であることから、公共施設等総合管理計画の策定に当たってPPP/PFIを積極的に活用するよう検討することが重要でございます。公共施設等総合管理計画につきましては、各地方公共団体に対しまして大臣通知により平成28年度までの3年間の策定を要請しており、計画の策定に当たってPPP/PFIの積極的な活用を検討するよう明記された指針を発出し、説明会等でもPPP/PFIの積極的な活用を検討するよう言及してございます。

続きまして、次のページ「3 地方公会計・公営企業会計の整備」でございます。PPP/PFIの導入促進のためには、地方公共団体が保有するストック情報を民間事業者に対して開示することが重要であります。統一的な基準による地方公会計の整備促進について、昨年1月に原則として平成27年度から平成29年度までの3年間で、公表を前提とした固定資産台帳を含む統一的な基準による財務書類等を作成するよう、各地方公共団体に対して総務大臣通知により要請したところでございます。

あわせてマニュアルの作成や説明会等の実施、標準的なソフトウェアの無償提供、特別交付税措置等により、その整備を促進しているところでございます。公営企業会計の適用促進につきましては、昨年1月に平成27年度から平成31年度までの5年間で住民生活に密着し、資産規模が大きい下水道事業、簡易水道事業を重点事業とし、公営企業会計を適用するよう総務大臣通知により要請したところでございます。あわせて地方公共団体の取り組みを支援するため、マニュアルや先事例集等を作成、公表するとともに、平成27年度から地方財政措置の拡充を実施いたしました。また、平成27年10月時点における全都

道府県、市町村の個々の取り組み状況を本年2月に総務省ホームページにおいて公表したところであり、今後、毎年度調査を実施する予定であります。加えまして、引き続きアドバイザー派遣や研修会の開催等により支援を行ってまいります。

これらの取り組みにより、民間事業者への十分な情報開示を行い、PPP/PFI事業に参入しやすい環境の整備等を促進してまいりたいと考えてございます。

「4 地方財政措置」でございますが、地方財政措置につきましては、地方公共団体がPPP/PFIを導入しても、地方財政上、不利にならないように財政措置を講じることとしております。また、平成27年度から地方公共団体が国庫補助を受けて実施する公共施設等運営権方式の導入に向けた調査等の準備事業に係る地方負担につきましては、特別交付税措置を講じているところでございます。これらの地方財政措置につきましては、全国都道府県財政課長市町村担当課長合同会議や、地方行政サービス改革の推進に関する地方財政措置についてという通知におきまして周知を図ったところでございます。

「5 PPP/PFIに係る調査研究」でございますが、地方公共団体においてPFI事業を推進する際に実務上、課題となることにつきまして解決策を探るとともに、新たな取り組みの優良事例の調査研究を行いまして、地方公共団体に周知しているところでございます。これまで公共施設等運営権制度と指定管理者制度との適用関係や、公的不動産の有効活用につきまして調査研究を行いまして、周知を図ったところでございます。

以上であります。

○宮本部会長 どうもありがとうございました。

次に、財務省からお願いいたします。

○財務省（金森国有財産企画官） 財務省理財局国有財産課から、私からは資料2-3で説明させていただきます。

私どもは国有財産の総合調整権を担当する国有財産の担当部局なのですが、国の施設等は直接はそれぞれが各所管の省庁が管理運営することになっておりまして、私どものほうでは直接PPP/PFIのアクションプランに関してこれまで関係させていただいたわけではないのですが、今回、公的施設の有効利活用という話の中で、そもそも公的施設については情報開示というものが需要ではないかという話をお聞きしまして、それで事務局の方から国有財産の中で今やっている情報開示の取り組みについて紹介してほしいというお話をいただきましたので、説明させていただきたいと思っております。

それが資料1なのですが、基本的に国有財産に関しましては原則としてほぼ全て情報が開示されております。もちろん安全保障ですとかテロ対策ですとか、そういうセンシティブな部分で開示できないところはあるのですが、それ以外のものは原則として全て開示しているという状況で、財務省のホームページ上に国有財産情報システムというものがあまして、ここにありますような情報を挙げております。「買う」「調べる」「借りる」ということで、ごらんいただく方の立場から、我々からすれば「売る」「情報開示する」という分類でやっております。

これを見ていただきますと、具体的にどこにどのような土地があって、特に今後民間で活用ということになると、未利用地がどこにあるのか、それがどのように、いつ売却されるのかという情報が重要になってくるのですけれども、そのような情報もすぐにわかるようになっているというものです。

その未利用地についてなのですが、2ページ目をごらんいただきますと、右側が具体的にこのような情報が載っているというものでして、これは実際のホームページ上では地図も載っておりまして、地図上にマーキングをしてあるので、そこをクリックすると、この個別情報も出せるというものにもなっています。

左側は実際の未利用地の現状なのですが、今、国有財産台帳価格で5,400億円程度となっております。そのうち一番上の濃い青のところは地方公共団体での利用が予定されている財産ということなのですが、未利用地と言えども、もともとは国有地という公的なものであったので、我々はその未利用地を売却するに当たっては、まずは地方公共団体の方々と相談して、まずは公的な利用に資することができないかということでやりまして、それでも利用がなかったものについては民間に入札で売却するという手段でやっております。

私からの説明は以上です。

○宮本部長 ありがとうございます。

それでは、文部科学省からよろしく申し上げます。

○文部科学省（杉浦課長） 資料2-4をごらんください。まず、これまでの文科省の取り組みについて御説明したいと思います。

1ページ、文部科学省では所管の文教施設につきまして、地方公共団体などがPFIの検討や円滑な実施ができますように、学校施設整備についてPFIを活用する際の手続などを示した手引を作成いたしまして、その取り組みを支援しているところです。さらに各種講習会や説明会、ホームページなどを通じまして、地方公共団体などに対し普及啓発を行っているところでございます。

また、国庫補助制度の存在いたします国公立学校施設や公立社会体育施設の整備に当たりましては、地方公共団体などがPFI事業を選択したとしても、通常と変わらぬ補助を実施しているところでございます。

これらの取り組みも一助となりまして、内閣府のPFI推進室の調査によりますと、文教施設などの「教育と文化」分野におけるPFI事業の導入実績は、政府の中でも511件中176件と約3割ほどということでございます。

他方、PFIだけではなく、PPPの1類型でもあります指定管理者制度につきましても導入が進んでおります。効率の社会教育施設、社会体育施設、文化施設などにおいては、約4分の1で指定管理者制度が導入されているといったところでございます。

2ページ、今後の取り組みに向けてということでございますけれども、まず現状と課題といたしましては、文教施設の分野におけますPPP/PFIの手法の導入について、着実に進捗

がみられているものの、まだ地方公共団体などにおきます取り組みにばらつきがあると認識しております。また、文教施設の分野におきますPFI事業は、いわゆる延べ払い型が中心でございまして、それ以外の収益施設併設型などの多様な形態のPPP/PFIについては事例も少ないといったところでして、地方公共団体などに対しますさらなるノウハウの提供ですとか、普及啓発が必要だと考えております。

こうしたことから、今後アクションプランの見直しですとか、人口20万人以上の地方公共団体などにおける優先的検討過程の策定の動向を踏まえまして、文教施設のほうでも多様なPPP/PFIの導入が促進されますよう、これから方策をいろいろ実施していきたい。1つはまず多くの地方公共団体などにおきますPPP/PFIの導入が進みますよう、引き続き普及啓発、予算補助などを実施していくこと。それから、2つ目といたしましては、コンセッション方式でございませけれども、来年度から調査研究などを実施して、地方が検討しやすい環境をつくっていききたいということと、そのほかの方式につきましても今後、先駆事例の収集とか発信、関係府省庁からの皆様からも連携によります周知等の実施といった形で、地方での導入を促していきたいと考えております。

なお、優先的検討過程につきましましては、年末に多様なPPP/PFI手法の導入を優先的に検討するための指針が策定された際や、先日、内閣府PFI室によってPPP/PFI手法導入優先的検討規程策定の手引が策定された際に、教育委員会などの関係機関へ周知を行っているところでございます。今後も策定に資する情報の周知をしっかりとやってまいりたいと考えているところでございます。

3ページ目は御参考ということをつけておりますけれども、文教施設についてどのようなものがあるのかということの御紹介でございませ。いわゆる収益施設を併設した事例ですけれども、下の2つの事例は内閣府PFI推進室の資料の抜粋の事例でございませ。上のほうが文科省のほうで行った調査で見つけたものでございませ。

まずこれは字が小さくて大変申しわけないのですけれども、墨田区の総合体育館の建設等事業は、こういった総合スポーツ施設でいろいろな運営事業の収入を挙げている事例でございませ。物品販売とか、飲食提供事業もここに書いてあるとおりでございませ。このほかに神奈川県近代美術館ですとか、文化施設は稲城市の新文化センターとか、北九州市立の思永中学校ではプールとか屋内運動場の改築とか維持管理といったこととセットで、民間事業者の提案によりまして敷地の中の土地を民間事業者が活用する。具体には大学院・地域連携センタへという形で運営をされているということで、こちらから土地の賃借料を得ているという事例がございませ。

4ページ、こちら参考でございませが、この資料は3月9日の産業競争力会議実行実現点検会合で提出させていただいたものでございませ。内容については会議の場でもおおむね理解が得られていると認識しておりますけれども、簡単にここで御説明をさせていただきます。

まず文教施設におけますコンセッション方式の導入実績といたしましては、先ほどもお

話がありましたけれども、独立行政法人の女性教育会館において唯一混合型での事例があるのですが、残念ながら地方の教育委員会では事例がございません。知識とノウハウが乏しいというのは現状でございます。ここを出発点としますので、まず地方への普及促進というものがどうしても大切になってまいります。

モデルケースとなるような案件形成をまずしていくことが必要でございます、このためにはいろいろと手とり足とり見てつくっていくという形で、現地の話も聞きながらつくっていくことですので、テーラーメイドの支援が必要ではないかと考えております。

そういうことで、ついては文教施設といたしましては、先ほどもお話がありましたけれども、3件の案件形成を目指すということで進めていきたいと考えております。

目標達成に向けた今後の具体の段取りでございますけれども、これは下のほうの段のイメージ図でございます。まず来年度この文教施設におけますコンセッション方式の導入に向けたノウハウを、有識者を交えた検討会において検討していきたいと考えています。ここでいろいろ御議論いただいたノウハウを活用いたしまして、2年目の29年度に地方公共団体の具体の対応を支援してまいりたいと考えています。3年目の30年度には、その2年までの実績を踏まえまして、さらに各地方での案件形成に向けまして実務的な検討をさらに深めていきたい。このような形で考えております。

また、こうした調査検討と並行いたしまして、もちろん地方への働きかけも重要でございますけれども、地域プラットフォーム等での働きかけですとか、有望な地方公共団体の個別の働きかけといったことも考えていきたいと考えております。

なお、文教施設を所管する地方の教育委員会には、PPP/PFIに関する知識ですとかノウハウが乏しいので、目標の達成に向けましては首長部局との連携、協力が不可欠でございます。このため内閣府PFI室など関係府省庁の御支援、御協力をいただきながら、進めさせていただければと考えております。

以上でございます。

○宮本部会長 大変ありがとうございました。

次は、厚生労働省、よろしく願いいたします。

○厚生労働省（宮崎課長） 厚生労働省水道課でございます。

厚生労働省からの資料を1枚めくっていただきまして、厚生労働省における官民連携推進のための取り組みというページがございます。水道事業は地方公共団体がこれまで経営しておりましたので、官民連携推進のためには水道事業体側がどのようなことを期待しているか、あるいは民間側でどのような事業を実際に受けることになるかという情報共有が必要だろうということから、平成22年度から官民連携推進協議会というものを全国各地で開催してまいりました。大体年間3カ所あるいは4カ所程度開催してまいりまして、27年度にも富山、東京、大阪、広島で開催してまいりました。これで事業体側のアレルギーあるいは民間側のどのような具体的な事業かという情報共有がかなり進んできたと認識しております。これとあわせて26年3月には水道事業における官民連携に関する手引を作成し、

コンセッション方式の導入に向けた検討について内容等の充実を図ったところでございます。

これとあわせて27年度からでございますけれども、予算におきましても具体的な支援措置を盛り込むことができました。地方公共団体が実施する水道事業における官民連携の導入に向けた調査でありますとか計画作成について、ソフト的なものでありますけれども、27年度から認められました生活基盤施設、耐震化等交付金の中で交付率3分の1で地方公共団体に対して交付することを始めてございます。

あわせて地方公共団体みずからがなかなか主体的に難しいということであれば、私ども厚生労働省でコンサルタントを雇い上げまして、そのコンサルタントから事業体に対して支援を行うという2つのタイプで27年度から実際始めております。

もう一つ、補助の類いでありまして、3ポツ、これまではBOT方式のみが対象でありましたが、27年度からこれをBOTについても補助対象とすると変えることを決断いたしまして、現在、交付要綱について改定手続中でありまして、でき次第、周知を図っていこうと考えているところであります。

先ほど内閣府からも御説明がありましたけれども、集中強化期間内におけるコンセッション方式を活用したPFI事業の進捗状況ということで御紹介させていただきますが、水道の場合、大阪市が一番先頭を切って走っているわけですが、大阪市ではコンセッション方式の活用に向けて取り組みを継続中でありまして。ただし、ことし2月の議会に条例改正案が提出されたわけでありまして、市議会、各党、各派、いろいろな御意見がどうもあったようでして、継続審議という扱いになっております。可決には至らなかったということでありました。

もう一つ、先ほど例で出ておりました奈良市ですけれども、奈良市もコンセッション方式の活用に向けて27年度より検討を開始した。これは実は私どもの交付金も活用して奈良市においては検討が進んだということになるわけですが、3月市議会におきまして条例の制定案が提出されておりますけれども、議会及び市民への説明が不十分であるといった理由で、この条例案は否決をされております。奈良市について今後どうするかはまだ明確には聞いておらないところでありますが、努力を続けるのであらうと考えております。

広島県におきましても、27年度から私どもの交付金を活用いたしまして検討を進めていただいております。28年1月に例えば県営水道事業における公共施設等運営権の活用に向けた検討報告書というものを公表されているところであります。

その他、先ほどと重複いたしますけれども、この交付金を活用いたしまして27年度、3事業体において検討を進めていただいております。広島県を含む3事業体であります。さらにコンサルタントによる助言におきましては、先ほどの奈良市を含め2事業体において検討を進めていただいておりますので、これらが少しずつ具体化していくのではないかと考えているところであります。

このほかの事業体についても、私どもから直接アプローチを今、始めておりまして、コ

ンセッション方式について検討を図ってほしい、あるいは今どのような状況かということを確認しつつあるところでございます。

ページをめくっていただきますと、私ども昨年来、内部の検討会でありますけれども、水道事業の基盤強化方策検討会というものを動かしてまいりました。この中でもいろいろ書いておりますが、官民連携の推進といったこともテーマの1つと考えておりまして、実際、水道事業は今、非常に老朽化が進んでおりますし、耐震化がなかなか進まない。実際に水道事業体の職員数もどんどん減らされているということでもありますので、官民連携はしていく必要があるだろうということで、大きなテーマの1つとして位置づけているところでもあります。そういう検討をしております、これはことしになりまして審議会の場にその議論の場を移しまして、将来、水道事業をどう運営していったらいいのかという幅広い議論を今、審議会の場で始めたというような状況になってございます。

次のページは、先ほど総務省からも御説明がありましたように、内閣府、総務省の連名により通知が出ておりますので、こういった通知が出ているよということを私どもからも依頼をしているところでありまして、検討をお願いしているところでございます。

以上でございます。

○宮本部会長 ありがとうございます。

国土交通省、よろしく願いいたします。

○国土交通省（大澤課長） 資料2-6に基づきまして御説明いたします。

1ページ、コンセッションの進捗状況でございます。アクションプランに空港6件、下水道6件、道路1件というのが国交省の対象施設でございますけれども、空港につきましては但馬空港が既に運営を開始している。仙台空港と関空、伊丹につきましては、今、契約をいたしまして、それぞれ運営開始に向けた手続に入っている。高松空港につきましてはマーケットサウンディングを実施しているということでございます。

下水道につきましては、浜松市の下水道が実施方針を交付いたしまして手続に入ります。大阪市下水道、奈良市の下水道につきましては、それぞれ導入に向けた具体的な検討をしているところでございます。

道路につきましては、愛知県の道路公社につきましては現在、募集要項の選定手続をやっているところでございます。

プラットフォームを活用した案件形成の支援というものが2ページ目以降でございまして、地方のブロックプラットフォーム、これは整備局単位に基本的には立ち上げをしておりますけれども、約40名程度の産官学金の方にメンバーになっていただいております。その中で情報提供の横展開を図っていくということで、右側のところに書いてありますように、27年度に実施した8ブロックというものがそこに書いてあるとおりでございまして、産で出席していただいた方が32団体、自治体の方は153団体、大学の先生方が20名、地方銀行は61行ということでございます。

また、6カ所でセミナーを実施して、いろいろな普及活動、周知を図ることをやりまし

た。参加者の合計は約1,100名となっております。それから、自治体単位で実際の案件を掘り起こしていくほうの案件形成でございますけれども、これも随時各自治体の要望に基づいてやっているところでございます。

3 ページ、4 ページに詳細がございます。ブロックのプラットフォームの活動として今年度やりましたのは、下にありますような6カ所でセミナーをやったということでございます。

4 ページ目でございますけれども、自治体単位の実際の案件を発掘していくということですが、今年度設置いたしましたのは帯広市、川崎市、藤枝、焼津、島田は共同でございます。それから、名古屋市、福山市といった5地域でそれぞれの地域の課題を解決するためのPPP/PFIの手法の検討ということで取り組んでございます。

以上でございます。

○宮本部会長 ありがとうございます。

それでは、最後ですけれども、環境省、よろしく願いいたします。

○環境省（和田課長） 続きまして、環境省でございます。

資料2-7、環境省資料を早速おめくりいただければありがたいです。

環境省の関連では、一般廃棄物処理施設ということで、専らごみ焼却処理施設、いわゆる清掃工場、そのほかには最終処分場、埋め立て地というのも施設としてはございます。

まずは優先的検討の関係でございますけれども、こちらにつきましては既に発出されております優先的検討のための指針の関連、昨年末について地方公共団体向けに年明けまして具体的な内容について、いわゆる清掃関係部局に周知を行ったところでございます。

続きまして、いわゆるPFIの活用に関連でございますけれども、こちらについてはまず後ほど具体的な内容を申し上げますが、大局的な戦略の位置づけとして、いわゆる民間の創意工夫とコスト削減、公的負担の軽減といった観点で、具体的には大局的な観点から廃棄物処理法の中で基本方針というものが定められておりますけれども、この中でPFIの活用について新たに盛り込んだところでございます。これについては1月に告示を行ってございます。

これは25年の閣議決定が行われたもので、いわゆるハードの施設整備計画ということで、民間活力の活用についても既に盛り込んだ内容について進めているところでございます。

具体的な内容のところになりますけれども、次のページに行きまして具体的取り組みといたしたところでございますが、いわゆる一般廃棄物処理施設につきましては、アクションプランにおけますサービス購入型のPFIに最も近いのではないかと思います。少し特徴的なことがございますが、いわゆる地域住民、ごみの搬出車、事業者の方、地域住民の方となりますけれども、使用料という形で料金収入を設定していない社会インフラの形になりますので、その前提のもとで自治体がみずからサービス購入を行うというフレームワークが一番いい方向なのではないかと考えているところでございます。具体的には特にごみ焼却施設の関係につきましては、今をさかのぼることもう二十数年前になりますと、国の予

算規模が1,500億スケールの補助金のスキームがあったところですが、そのときにはいわゆるダイオキシン問題が一気に浮上しまして、そのときに一気に更新が行われたわけですが、その次の更新タイミングが現在、来ておりまして、ちょうど20年とか25年とかの更新タイミングがちょうど重なっておりまして、これまでの10年、15年の間で予算が激減している中で需要が急にふえてきているところもございますので、いかに予算を効率的に執行するかということで、そこに掲げてありますように、1点目が広域的な取り組みということで、いわゆる広域化と言われているものです。いわゆる1市町村1施設ではなくて、広域市町村ということで設定しまして、複数の市町村で組合を設定して清掃工場を設けるというパターン。それから、本日のメイン議題であります民間事業者の活用ということにつきましても、市町村のいわゆる使用料の世界ではありませんけれども、積極的に技術力と、そういう意味では効果的な運用についての観点で積極的に活用を行っていくべしといった観点。ここにポツは2つしかございませんけれども、さらには自治体では最近では長寿命化といったような取り組みについても行われているところでございます。

なお、イコールフットイングの関係でこの資料には盛り込まなかったのですが、SPCを実際に活用する際に、廃棄物処理法上の再委託に当たるかどうかというのは現場では非常にわかりにくいといった指摘もございましたので、それにつきましては近日中におおむねまとまりましたので、この場合については再委託に当たるので大丈夫です。この場合は当たりますといったようなところについてわかりやすい通知内容にして発出する予定にしているところでございます。

環境省は以上でございます。

○宮本部会長 どうも大変ありがとうございました。6つの関係省庁の皆様から御説明をいただきました。

それでは、こちらから御質問をしていきたいと思っております。いかがでございましょうか。では赤羽さん、お願いいたします。

○赤羽専門委員 資料に沿って各省さんに対して1つ、2つぐらいずつ質問があります。

一番最初に御説明いただいた総務省さんの方の話なのですが、私も掲げていただいた内容を全部見る時間がなかったのですが、1つは「4 地方財政措置」の1ポツ、地方財政上、不利にならないようイコールフットイングを図ることが基本と言っているのですが、内容はよく自治体さんとかで言うのは、PFIをやったら民間事業者がやって、補助金の問題と若干税金にも絡むのですが、国税や自分の自治体とは違う地方税が入ることなので、そこにお金が流出するということを言っているのですが、そのことを言っていらっしゃるのでしょうか。それともほかの内容でしょうか。

2ポツのところも似たような話なのですが、これはあれですね。調査に国庫補助を受けてやる場合の地方自治体の何%かの地方自治体の負担金について特別交付税措置を多分やるということで、それは調査業務に関しての話ですね。

総務省さんはもう一つだけ、1ページの地方公共団体への周知なのですが、2ポ

ツのところの公共施設等のPPP/PFIの手法の導入等の促進ということで書いていらっしゃるのですけれども、これで地方自治体に、先ほどの問題ともかぶるのですけれども、地方自治体のメリットは何ですかということがまず総務省で。

○宮本部会長 時間も限られているのと、皆さんに御質問いただきたいので、まず1つずつということをお願いできますでしょうか。

それでは、総務省の須藤さん、よろしくお願いします。

○総務省（須藤室長） まず4番の地方財政措置でございますが、これは税ではなくて交付税の話でございます。例えばBOTだとかBT0の場合に記載を当てないといった場合に、例えば直接やった場合に地方債を起こして、その元利償還金について交付税措置があるといったものがございまして、そういったものについて例えばBOTで分割払いするような場合について起債措置はないわけですが、そういった場合にも記載を起こしたものと同等の交付税措置をするといった、いわゆる財政上のイコールフットィングを図るというものでございまして、税の話は例えば法人税で流出してしまうとか、それはまた別の話という認識でございます。

それから、その下の特別交付税措置につきましては、これは各省さんいろいろ御説明されたように、コンセッションを導入するに当たっていろいろ調査をしていくという、準備経費を各省庁さんの補助金等でやってございますので、ただ、補助率全てが10分の10ではございませんので、その地方負担が生じる場所につきまして特別交付税措置を講じているというものでございます。

最後はPPP/PFIを推進するメリットということでございまして、これはまさにPPP/PFIの目的でございますけれども、民間の資金とかノウハウを活用していろいろ例えば固定費負担の抑制を図ったりとか、民間の活性化を図っていく。一般的なPPP/PFIのよさというものもありますし、財政状況が厳しくて、特にストックにつきましては老朽化が大変進んでいるという更新需要なんかもございまして、そうしたところにもこうしたPPP/PFIの手法も有効に活用して取り組んでいただきたいといった形での通知等を行っているところでございます。

以上です。

○宮本部会長 よろしいでしょうか。また後でよろしくお願いします。

では、清水さん、よろしくお願いします。

○清水専門委員 1つずつということよろしいですか。

○宮本部会長 そうですね。まずは。

○清水専門委員 わかりました。

文部科学省さんですけれども、文教施設におけるコンセッション方式の説明を4ページのところでいただいたわけですが、4ページの下の中ほどに書いてある※2の2行目で「収支バランス等の観点からコンセッション方式の実現可能性が高いとしても」という表現があるのですけれども、そもそもどういう場合を対象として考えておられるかということの

確認をしたいと思います。文教施設で3つのパターンを書いていると思いますが、こうした施設は基本的に市民、住民の方に低廉な料金で提供するケースが大宗だと思いますので、そうすると一般的に施設の投資回収までいくのは通常は無理で、運営費の回収も場合によっては難しいというケースもあり得ると思うのです。ですけれども、所有権は公共サイドに残るという背景の下、公共サイドから民間サイドに逆に対価を支払いながら実施するコンセッションというものもあり得ると思うのですが、そういうことまで見据えて事業の選定をするお考えがあるのでしょうか。ただ、資料では収支のバランスから実現性のことを論じられているので、それが民間から対価が公共サイドに入ることを前提にしているものであるとすると、相当対象範囲が限定的になる可能性があると思われま。私自身は公共から民間に何らかの対価を支払ってでも、民間の力を活用するケースも当然あっていいと思っているのですが、この辺の認識について教えていただければと思います。

○宮本部会長 それでは、文科省の杉浦課長、お願いいたします。

○文部科学省（杉浦課長） 今、先生御指摘のように、うまく条件が合って、各自治体でうまく市民、住民の皆さんとも話ができれば、いいことはどんどんやっていただければと思いますが、ここで書いてあるのは既に今、指定管理者制度をやっておいて、乗りかえとか切りかえをやらうとすると、それに伴って今やっている契約を直す、改めていくことになると、それに伴ういろいろな費用が発生したり、いろいろな条件が変わってくるときに、うまくいかない場合あるいはそのときに議会とかそれぞれのところでいろいろまた議論が出る場合等々ありますので、そのところの部分のことをよく気をつけなければいけないという意味を付記しただけでございます。その程度でございます。

○清水専門委員 パターンとしては両方あり得るということではよろしいですか。

○文部科学省（杉浦課長） まだ不勉強でわからないのですけれども、もしあればそれはそういうことかなと思います。ありがとうございます。ぜひまた教えてください。

○宮本部会長 ありがとうございます。

ほかにいかがでございましょうか。石田さん、お願いします。

○石田（直）専門委員 御説明いろいろありがとうございます。

やや個別の話になってしまうかもしれないのですが、環境省さんに御質問を1つさせていただきます。

環境省さんの資料の中で、基本方針の中で広域的な取り組みと民間事業者の活用ということを書いていただいております。やはり一般廃棄物ということが主たる対象ではあると思うのですけれども、これからごみが非常に減量していく。これは人口が減少するというだけではなくて、リサイクルが進展する。こういったところからも間違いなくそうっていく。一方で今、災害廃棄物等のこともあって非常に施設の稼働率が低いという実態があるかと思っています。私が把握しているところだと、平均的な稼働率は多分50%ぐらいだなという感じを持っております。

そうした中で財政負担を下げっていくためには、民間の処理施設とのより一体的な運用で

あるとか、既存の施設が非常に稼働率が下がってきたときに、そこでいろいろの廃棄物を受け入れていって、その処理委託費でもって例えば財政負担を軽減するとか、そのようなことをどんどん柔軟に考えていく必要が結構ある分野ではないかと思っております。そういった意味で一般廃棄物処理施設だけで考えていくと、こういうことになってくると思うのですけれども、例えば産廃処理ですとか、事業系の廃棄物処理といったところを含めて、PPPをもっと多様に推進していくことの可能性があると思っております。環境省さんのお考えについてお聞かせいただければと思います。

○宮本部長 では環境省の和田課長、お願いいたします。

○環境省（和田課長） ありがとうございます。非常に今、我々ここ数年のホットトピックスというよりは、さらに申し上げますと非常に持っていきたい方向と考えています。というのも稼働率の問題ももちろんなのですけれども、産廃施設というものが非常に最近いい施設になってきたりとか、さらにはいいというのは処理がいいというだけではなくて、熱回収の効率などが上がったりしていますので、温暖化対策上も非常にいいということになっていまして、そういう意味もあって実は廃掃法のフレームワークでは、廃棄物処理法のフレームワークの中でいわゆる産廃処理施設を活用して一廃を処理できるというフレームワークがございますので、ここをもう少し、できればアクセル踏みぎみでいくことによって、非常にある意味では新しい施設を建てなくて、委託で産廃処理施設に持っていくという方向というのは非常に環境省も大きく踏み込みたいところがあると思っております。制度上も担保されておりますので、踏みやすいかなと思っております。ありがとうございます。

○石田（直）専門委員 廃棄物関係の自治体さんとお話することが多いのですが、そういうことはできるのですかとか、その場合は基本計画はどのようにつくったらいいのですかという質問をいただくこともありますので、ぜひ周知をしていただきたいと思います。ありがとうございます。

○環境省（和田課長） ありがとうございます。

○宮本部長 ありがとうございます。

ほかにいかがでございましょうか。石田さん、お願いします。

○石田（晴）専門委員 皆さんに2つお伺いしたいのですが、PPP/PFIを進めるのは国も入っていますけれども、やはり担い手は地方自治体だと思うのです。地方自治体というのは1,700ぐらいあって、大きさが余りにも違う。ですからヒト・モノ・カネが随分と違う。先ほどから地方公共団体で利用が進んでいるところと進んでいないところととても偏りがあるといったときに、なかなか進まないところの当事者のなぜ進まないかという現場の人の声、現状把握は、皆さんされていらっしゃるのでしょうかというものが1つ。

もう1つは、先ほどの石田委員のお話にもありましたが、多分、当事者はこのようなことができるのだろうか、あのようなことができるのだろうかという悩みが多い。そのときに、成功事例を周知するというのはもちろん重要ですが、まずそこにもたどり着かない

ような方たちが、ちょっとしたことを相談したいというようなときの相談窓口みたいなことがおありになるのか、対応できるのかどうか、そういう対応をする窓口があるのか伺いたい。

○宮本部長 どういたしましょうか。全省庁ということでしょうか。それともこれは。

○石田（晴）専門委員 全省庁から。

○宮本部長 では簡単に一言ずつぐらいで御説明いただけますでしょうか。

○総務省（須藤室長） 地方公共団体がまちまちだということは、おっしゃるとおりかと思っております。先ほどの優先的検討規程の策定につきましても、まずは人口20万人以上の地方公共団体に策定していただく。そうしたことでやっていて、いろいろ広がっていくといった段階を踏んでやっているところがございます。

なぜ進まないかといったところにつきましては、先ほど国交省さんからお話がありましたプラットフォームとか、そうした形でもいろいろ聞いているところがございますけれども、手続が煩雑ということですか、時間がかかるとか、さらにはやったことがないのでノウハウがないとか、民間企業で担えるところがあるかどうかとか、さまざまな要因があるかと思っておりますので、いろいろ内閣府さん、国交省さんでもアドバイザー派遣を行ったりとか、そうしたいろいろな形での支援を行っていると考えてございます。

相談窓口につきましては、政府全体としてはPFI推進室のほう、内閣府のほうで一応、相談窓口という形で一元的にやっているかと思えますけれども、そうした形で政府としても自治体からの相談を受け入れる体制というものは整えているということかと思っております。

○財務省（金森国有財産企画官） 私どものほうは、PFIなりPPPの事業で直接かかわっているわけではないのですが、先ほど御説明したような未利用国有地を売却する前には、我々は地方公共団体に優先的に売却するという方針を持っておりますので、公的利用、公共的に何か使えないかというようなことを現場の財務局が地方公共団体と直接また、そういうことがなくてもふだんから国有地があるような自治体との間では、いろいろ情報交換をしながら進めているということをやっています。

○文部科学省（杉浦課長） 文科省のほうは先ほど説明したとおり、件数的にはある程度ありますけれども、どちらかというとな震化のために急いで整備しなければならないとか、そういったいろいろな事情を抱えていて、これをうまく使いたいといった類いの団体が一番これを使っていらっしゃるのかなという傾向が見られます。ですので、それは各地方公共団体の御事情に合わせてうまく活用してもらえるように、こちら文科省のほうでもいろいろと事例の紹介だとか、今いただいているいろいろな通知をまた地方公共団体に回すとか、あるいはお伝えするとか、地域プラットフォームの活用をこれから考えると、そういったことで進めていきたいと思っております。

ただ、先ほども申し上げましたけれども、収益施設などを一緒につくっていくとなると、やはり例がないというのが一番厳しくて、知識、ノウハウが乏しい。お恥ずかしながら、

我々自身もよくこれから勉強していかなければいけないところがありまして、文科省のほうもいろいろと紹介したり、こうですよと言っていくときの件数がないというか、わからないというものがあるものですから、そこら辺も民間の皆様のお知恵とかも一緒になってつくるようなものをやりたいということで、先ほど少し言ったコンセッション方式なんかはその例ですけれども、これはうまくつくっていかないと前に進まないの、ここはしっかりと着実にこういう場をつくって、新しい先例づくりと、その次のほうへ発展させていきたいと考えております。

○厚生労働省（宮崎課長） コンセッション導入に向けまして、先ほども申しましたけれども、厚生労働省といたしまして個別の事業者に対して働きかけを実施しております。必ずしも規模が大きければ実際に手が挙がってくるかという、必ずしもそういう傾向にあるわけでもなくて、規模が小さくても私どもが先ほど申しました交付金を活用して、実際に調査検討に入りたいと言ってきた人たちもいます。数万人規模の事業者であってもそういうことをやりたいと言ってきたところもありますし、大きなところであっても手が挙がってこないということもございました。

そのほか私どもが雇い上げたコンサルタントの支援アドバイザーの活用ということであっても、数千人規模の小さなところでもそういうアドバイスが欲しいんだと言って手を挙げてきたところもございまして、それは本当に事業者によってさまざまな状況であろうと感じておりますので、一概的にというのはなかなか難しいかなと思っております。

以上です。

○国土交通省（大澤課長） 国土交通省でございましてけれども、先ほど総務省さんもおっしゃっていただいていたのですが、我々は整備局単位に8つのブロックで協議会を立ち上げました。産官学が入っております、基本的には20万人以上の自治体の方を中心にお声がけをいたしております。そういったところで自分たちに近いところで優良な事例が出てくることが、一番身近な例でやってみようかなということ、導くかなということ、そういう方向になるようにプラットフォームの運営をしっかりとやっていきたいなと思っております。

また、当課では意欲のある自治体、PPP/PFIをやりたいという検討経費の補助をいたしております。今まさに公募期間中ではございますけれども、毎年20自治体ぐらいを選定いたしまして、上限2,000万でございまして、そういった形で調査費の10分の100の補助もいたしております。

以上です。

○環境省（和田課長） 環境省でございましてけれども、環境省は少し施設がトピックス的に狭いのもあるのですが、結論から申し上げますと我が課の交付金を担当している係と自治体側、具体的に言うと市町村の全く同じように担当しておられる係がございまして、そのことのコミュニケーションは日ごろのコミュニケーションももちろんなのですが、というのかなり前段階から清掃工場なんかを建てる時の相談に担当の方が直接お見え

になったりとか、御連絡いただいたりということでフォーカルポイントがうちのほうでは決まっていますので、そこに御相談を結構いただきます。

それとは別に、直近ですと今週の月曜日にやったのですが、特にお困りというか、来年度から本格的に動き出すとか、来年度から本格的に設計に入るといふようなところについては、説明会とかコミュニケーションの場も直接自治体の担当者とも設けておりまして、単に説明会だけではなくて、終わった後に個別に説明を受けたりとか、ありていに言いますとすごく個別に込み入った御相談を受けたりということも結構多いというのが環境省の施設の関係でございます。

以上です。

○宮本部会長 ありがとうございます。よろしいですか。

では財間さん、お願いします。

○財間専門委員 地公体さんが進めるPPP/PFIをこうやって皆さんで支援されていくというのは非常に大事なことだと思うのであれなのですが、1点、先ほどの赤羽先生にもあったイコールフットィングのところは、税務上の問題に手をつけないと結構そこがディスインセンティブになってしまうので、何とかもう少し手を差し伸べてあげたいという気持ちはすごく強いです。

というのと、財務省さんの資料に絡んでくるのかなという気はするのですが、地公体さんのPREというよりも、国有財産のある意味、ちょっとPPP/PFIよりももう少し広義の、先ほどのもので言うと類型3の中のさらにもう一步、少し違う分野になってしまうかもしれないのですが、例えば非常にわかりやすい例でいくと、国有地の売却に関して言うと、例えば地公体さんがこのようなまちづくりをやりたいということで地区計画など定めるところは今、一生懸命財務省さんとか理財局さんとか財務局さんとかお手伝いされて、そういうものが整った後、売却みたいなステップを踏んでいただいているので、大分進んでいるのだらうなという気はするのですが、とはいえ具体的にやってきたときにもう少し細かいレベルで見えていくと、どうしても地公体さんが望むまちづくりと、国有地の処分するときの会計法で規定されるどうしても競争入札で価格勝負的なところが相容れないケースがどうも多々あって、私たち例えば民間側もデベロッパーとして地公体さんの意見を入れれば入れるほど、土地代負担力というものがなくなっていくケースがあるので、魅力あるまちづくりをすると競争に負けてしまう。競争に勝つためには地公体さんに、ごめんなさい、そこまで我慢してくださいという形をつくっていかなければいけない場面というものが見受けられるものですから、もう少し時代に合わせてというのか、物に合わせてというのか、そこら辺のうまい抜け道ができるような、抜け道というのも変ですね。仕組みが例えば地公体さんに1回全部買ってもらって、地公体さんが総合評価の入札で売却するとか、もう少し違う仕組みが導入できるといいまちづくりができるのではないかと、ちょっと意見ですけれども。

○宮本部会長 御意見を2つ伺いました。

最初の公租公課にかかわるところは、須藤室長から補足の御説明をいただけますでしょうか。

○総務省（須藤室長） これは税の話だと思いますので、私の担当ではないかと思えます。

○宮本部長 それでは、後のほうのPREといいますか、そちらのほうは金森企画官、よろしくお願ひします。

○財務省（金森国有財産企画官） 先ほど先生からいただいた御意見は、我々もそういう意見は聞いておまして、ただ、我々としては国有地というのは国民共有の財産なので、この財政状況の中でいかに高くしていかなければいけない。それに対して民間の方々であったり、そういう御提案にできるだけ答えていくというもので、そこのバランスをいかにとっているかというのは、実際に我々もいろいろ苦勞しながらやっているところです。

1つの事例としては、例えば今、おっしゃったように民間の方、非常にいい提案を持っていて、なおかつそれが地元の方にも受け入れられていて、地元でこうしようというときに、民間だから必ず競争入札で一番高いお金を出すところに売れというのは、そこはそればかりではできないと我々もありまして、その中で我々は最近はそのような地方公共団体なりの地元の計画とあわせて中で、単に一般的な価格だけの入札だけではなくて、企画競争入札のような形で、あくまでこの町ではこのような計画があるので、そういうものがあつたら提案を出してくださいという、やはり最終的に民間によるとなったときには、入札で公平な条件でやらなければいけないというものがあるのですけれども、ただ、その中でできるだけ町の発展のためであるとか、地方の中の計画に資するであるとか、地方の再生に資するとか、そういうものを入れていけるような制度も導入してやっているところではあります。

○宮本部長 ありがとうございます。よろしいでしょうか。

そのほか御意見、御質問をいただければと思いますが、特に御質問でお願いできればと思います。岩本さん、お願ひします。

○岩本専門委員 御説明いろいろありがとうございます。

各省庁さん、それぞれ自分のところの切り口でいろいろ導入に対しての周知だとか検討をやられている、要請されているということでございますけれども、我々が自治体さんとお話をする中で、具体化に至らない1つの大きな理由として考えていますのは、しっかり対応していく十分なリソース・人材を配分できないということをよくお聞きするのですけれども、そういう中で自治体さんでのプライオリティー付けというものは、自治体さん側だけの話なんでしょうか。あるいはいろいろなアイデアを各省庁さんから投げられている中で、それを全部消化してやるのは自治体さんだけで本当にできることなのかということをよく考えるのですけれども、そういったところで全体的なプライオリティー付けをコンサルタントを起用してやるような仕組みの中で考えられるのでしょうか。

○宮本部長 これは総務省ですか。ほかの方でもお答えいただける方がいらっしゃればですが、大澤課長、お願ひいたします。

○国土交通省（大澤課長） 国交省というよりも、今の御質問の趣旨がもう一つわからなかった部分もあるので、要は自治体側から見ていろいろな役所からいろいろ要請が来て、こなし切れていない状態があるのではないかと御指摘でしょうか。自治体の方々とプラットフォームをやらせていただいて、いろいろな意見交換をいたしました。ボトルネックになっているのは一体何なのだろうかということをお聞きしたいということで、それはもちろん自治体の中にも当然あります。

一番自治体の側が言っているのは、ノウハウを持った人というものがそもそもいないということと、あと何かをやろうとすると既存の部署が既にあるので、そこが民間に自分たちのある意味、PPP/PFIというものはリスクを転嫁していくという話なので、そこら辺の従来型でやっているものにどうしても役所なので固執してしまうような性向があるというお話です。

進んでいる自治体さんは、首長さんの意識がかなり高く、トップダウン的にやろうということで、自治体の中にそういう専門の組織を持っている自治体なんかもあります。そのようになっていきますと、今おっしゃられているようなものに対する対応というのは、自治体の中でも体制が整備されているのかなという気もいたしております。これから我々が広げていこうとしたときに、今プラットフォームで横展開するのだと申し上げましたけれども、仮に首長さんがやろうと思っただけでも、どうしてもそういった組織の弱さといえましょうか、ノウハウがまだないところでやろうとすることになると、かなりサポートしてやらないといけないかなと考えておまして、内閣府さんとか総務省さんとか、関係省庁の方々に今、新しい仕組みを考えませんかということで勉強会みたいなものをやったりとか、そういうものを行っているのですけれども、おっしゃられるように自治体の側の中でそういう消化し切れないとか、対応し切れないという、そこをいかにサポートしていくか。仮にですけれども、例えば進んでいる自治体の中に非常にPFIに詳しい職員がいます。そのような人に例えばお願いをして、少しプロジェクトに対してつき合ってもらえませんかというお願いをするような仕組みができないかとか、そのようなことを今、検討しております。

○宮本部長 大変ありがとうございます。よろしいでしょうか。

ほかにはいかがでしょうか。浅野さん、何か。

○浅野専門委員 いろいろ御説明いただきまして、私は各省庁の方の説明の資料でキーワードを幾つか拾っていましたが、その中で[テーラーメイドの案件形成]という言葉がありました。非常に興味を待ちました。地方自治体で、地公体のアセットで民間サイドから見ればこれは面白いぞ、磨けば光るぞという提案があった場合、それをいわゆる成功事例として仕上げてしまう。民間のアイデアを早期に取り入れた事例を造りこんでその成果を横展開に繋げていくようにしたら自治体と民間の距離が近くなるように思います。自治体に提案される事業アイデアを仕上げるためには、同時に民間のアイデアを評価する仕組みがないといけないので、評価するしくみ自体もテーラーメイドで仕上げてしまうことが必要に

なります。民間提案を受け入れる仕組み、窓口の問題になりますが、民間提案を上手く生かそうという戦略性があってもいいのではないかと常々感じております。自治体が持っているアセット、磨けば光るアセットは自治体の方々でも気が付いていないものがあると思われるので、直接固有名詞は出せませんが、例えば再生エネルギーに着目しても自治体が保有しているアセットで地熱、風力、太陽光などもあるわけで、昔事業に取り組んだが故障したりでそのまま放置されているような類のアセットも存在します。恐らく、予算がないので手がついていない状態だと思いますが、そのアセットを再度事業化するような提案を民間が行った場合にどれだけのインセンティブが付与されるのか、情報の秘匿性が担保されるのかははっきりしませんと提案もできません。民間の提案を上手く取り入れて、民間資金導入の対象案件を増やす意味でも、民間提案に関する事例をテーラーメイドで作ricomむことを検討頂きたい。質問というよりも意見です。

○宮本部会長 ありがとうございます。

特にどちらかから御回答いただけるようなことはございますでしょうか。では、御意見どうもありがとうございました。

根本先生、お願いします。

○根本委員 質問ではありません。

きょうの席で、委員側が考えていることと、各省さんがまとめておられるところの乖離が相当あるなというのが改めて認識されたというのがきょうの最大の成果だろうと思っいて、次回以降も各省さんには同席、課長さんは忙しくて無理だと思いますけれども、していただけるのですか。

○鳥巢審議官 そうです。

○根本委員 ですよ。なので次回以降、逆に委員の側からの問題意識が提示されるので、すり合わせていくというか、すり寄っていくというか、その作業をきょう1日で終わるとするのは土台無理な話だというのが実感ですので、逆に各委員さんも会長でもないのこんなことを言って僭越ですけれども、きょう言い足りなかったことはそれぞれの問題意識のプレゼンの中に織り込んでいただくようにして、余り個別的な話というよりは、もう少しマクロ的な方向感を持った上での議論をしていったほうが、まずは最初のうちがいいのではないかと思います。

○宮本部会長 ありがとうございます。

今回は各委員からの御意見ということになりますので、今の根本先生の御提案も含めてお考えいただければと思いますが、せっかくお越しいただいていますので、あと少し御質問があればと思いますけれども、いかがでしょうか。

では1件だけ、私からも国交省の大澤課長にお聞きしたいのですが、資料どうもありがとうございました。どこまで御検討いただいているかということだと思っておりますけれども、それこそ道路構造物とかインフラの老朽化の話は至るところで話題になっております。高速道路の関連では道路会社のほうでいろいろな形で取り組まれています。一方、地方公

共同体における橋梁というものを私なんかは団塊の橋梁と呼んでおりますけれども、同様に老朽化が進んできています。

これは料金徴収型という形ではなくて、サービス購入型になると思いますが、そこら辺に対しての御検討とか、そういうものはどれぐらいしていただいているのかということをお教えいただければありがたいと思います。

○国土交通省（大澤課長） 御質問は、道路についての老朽化対応ですか。

○宮本部会長 道路だけではなくて、いわゆる土木構造物といいますか、インフラに関して、ものによってできるものとできないものがあると思いますけれども。

○国土交通省（大澤課長） 現状を申し上げますと、土木工事については民間からするとリスクが高いのかな、大きいのかなと思います。そういう意味でなかなか民間からそのような話がなかなか上がってきているような状態にはないのですけれども、PPPというものの考え方からいくと、いわゆる管理ですね。これは先ほど申し上げたようにうちの課では各県とか市からPPPの検討をしたいということをお補助しているのです。そういうものを見ていますと、複数の土木施設なんかの管理を効率よくやるためのPPPの取り組みみたいなものを検討したいという内容がここ何年か出てきております。

だからそういう意味では、そういった民間でリスクがとれる範囲がまず先行して進んでいっているのかなという感じはいたしておりますけれども、なかなか大きなトンネル工事とか、そういうものもなかなか民間でもリスクテイクしにくいという面もあるのかなと思いつつ、その辺についても民間とのヒアリングを常にやっておりますので、そういうものの中でどのような彼らから発案が出てくるのかというのは、しっかりと耳を傾けて推進していきたいと思っております。

○宮本部会長 どうもありがとうございます。

では赤羽先生、お願いします。

○赤羽専門委員 水道について余り質問が出なかったのですが、これは下水道もあるのですけれども、上水道も下水道も実施方針が出たと言いつつ、各地方自治体でなかなか御苦労されているようなので、これは次回以降でもいいのですけれども、各上水道、下水道の管轄している法律上の論点が障害になっているという理解ではないのか。もしくは各自治体からその他、制度上の要請がどのようなことがあっているのか。もちろん政治的な問題で、議会で例えば奈良市なんか山間部と一部簡易水道なので余り魅力がないような気もするのですけれども、その論点を上水道、下水道も同じだと思いつつ、教えていただきたい。

あと厚労省さんに1点教えていただきたいのは、水道事業の基盤強化に盛り込むべき事項概要、これはきょういただいただけなのでホームページなどは見えていませんが、この関係で水道料金、私も中核都市以上のところとお話をしていたりすると、見かけのキャッシュは出ているのだけれども、更新費用が膨大で最終的に更新のスピードに合わせようとする事業として成り立たないのではないかとということで、なかなかコンセッションに出せな

いという話があるのですけれども、一方、水道料金の4のところでは低廉の前提条件というのがありますので、この考え方、もし出ていけば拝見しますけれども、ここをどのような流れでこういう水道基盤強化からコンセッションとかに流れたのか。簡単に御説明いただければと思います。

○宮本部会長 ありがとうございます。

厚労省の宮崎課長、よろしく願いいたします。

○厚生労働省（宮崎課長） 1点目は宿題という理解でよろしいでしょうか。最初の制度上の話。

○赤羽専門委員 それでも構いません。

2点目の検討会での取りまとめでありますけれども、料金について確かに今の水道法上は豊富低廉という表現が入っております、公共料金ですから安いほうがいいということではあるのですが、余りにもそれをやり過ぎてしまうと、本来、水道サービスを将来の世代にも引き継いでいこうという私たちの願いからすると、安全な水を強靱な施設、耐震化もした施設で持続可能な経営ができるのであれば、安ければいいよねという理解ですよということを明確化できないかという議論をしてきました。実際問題、1 m³の水をつくるのにかかるお金と、実際にいただいている料金を比べますと、なかなか回収できていない事業者もたくさんあって、これは問題ではないかと私たちは思っています。

ただ、これは議会での承認案件になりますので、例えば公共料金を下げますと言って、それを公約にされて選挙に出られる方も実際にいらっしゃいますので、実際に先ほども説明で申しましたけれども、今、全国の水道は非常に老朽化が進んでおります。本来、3ポツにありますようにアセットマネジメントをきちんとやれば、本当は更新事業がこれだけあって、そのために必要なお金というのわかるはずなのですけれども、それが例えばやったのだけれども、膨大だということが逆にわかってなかったことにするとか、そういうこともあったりしますので、非常にここは難しい問題だと私たちも思っています、であればこそ制度にきちんと位置づけて、これからしっかりやっていく必要があるのではないかという問題意識を去年取りまとめたということでございます。

以上です。

○宮本部会長 よろしいですか。

○赤羽専門委員 はい。下水道も宿題がありますから。

○宮本部会長 上水、下水、大変な宿題があるかと思えますけれども。

では、どうぞ。

○石田（直）専門委員 実は総務省さんのほうでもいろいろとそのあたりを今、検討されていて、多分、経営戦略の策定ということを出されていらっしゃるかと思います。

今まさしくおっしゃっていただいたとおりでと思うのですけれども、水道は経営戦略を立てた中を拝見させていただくと、キャッシュがある間は今のまま頑張る。お金が尽きたらごめんなさいと言って値上げするという経営計画がすごく多いのです。それが経営計画

と言えるのかというのが民間からの率直な考えであるのですけれども、経営戦略をつくるということが実質的にそのようなことになって終わってしまっているというのが少し残念な思いで見えております。

なのでぜひ総務省さんをお願いというか、次回に向けてもし検討いただけたらと思うのは、あるべき公営企業の経営のあり方というか、安くすればいいということではなくて、持続可能というものをどうやって担保していくのかとか、そもそも経営の数字というのはどのようにあるべきなのかとか、そういうことをもっと研究して自治体さんに発出していくべきではないかと強く感じておりました、ぜひ御検討いただけたらなと思っております。

○宮本部長 では御意見ということで、ありがとうございました。

そろそろ時間でございますので、きょうは6 関係省庁の皆さんにお越しいただきまして、御説明大変ありがとうございました。

きょうみたいな形で質問もあるのですが、意見も言っていただければ、この中でまた関係の省庁でもいろいろな御検討をしていただけるという形になれば、このアクションプランのさらなる推進という形の別のアプローチもとれるのではないかと思います。

それでは、質疑はこれぐらいにさせていただきます、最後に事務局から連絡があればよろしくお願ひしたいと思います。

○村田参事官 次回の計画部会は4月6日水曜日の10時から12時に開催いたしまして、本部会の構成員の皆様から御意見の聴取を行うことを予定しておりますので、よろしくお願ひいたします。

○宮本部長 どうもありがとうございます。次回は皆様からの御意見をいただくということと、関係省庁の皆さんにも事務局の方がお越しいただけるといふことですので、そこでいろいろな形でのさらなる意見交換ができればと考えております。

それでは、本日はこれで閉会とさせていただきます。どうもありがとうございました。